

歯科医師の院長先生必見！

歯科医師のMS法人設立は 得なのか？損なのか？

CONTENTS

1. はじめに
2. MS法人とは
3. MS法人の活用事例
4. MS法人設立
5. MS法人のメリット・デメリット
6. 具体例によるシミュレーション
7. さいごに

歯科医師のMS法人設立は得なのか？損なのか？

1. はじめに

歯科医師の院長先生から「MS法人って得なん？どう活用したらエエの？」という質問を多く受けます。質問を受ける税理士も「めんどくさいから」という理由（正面切っては言わないでしょうが・・・）で、まともに相談に乗らないこともよくあるようです。

MS法人という特殊な言葉を用いていますが、実は中小企業の社長でいえば「別会社の活用」という理屈と同じことなのです。この「別会社の活用」にあたって、ある社長から「今の税理士がちゃんと相談に乗ってくれない」という愚痴をお聞きすることがあります。

このような状況を受けて、本文は歯科医師の院長先生に向けて「MS法人とは一体どういうものなのか？」「MS法人を設立してメリットはあるのか？デメリットはないのか？」「MS法人を設立したら得と聞くけど、本当に得なのか？」といった視点に立ってMS法人について解説していきます。

2. MS法人とは

医療法によって個人開業医や医療法人は、その行う業務が制限されています。つまり、営利活動を行うことができないことになっています。

そこで、医療法では出来ない業務を補うことを目的として、株式会社や合同会社を設立することがあります。これをMS法人（＝メディカルサービス法人）と呼びます。

3. MS法人の活用事例

では、MS法人をどういった方法で活用するか具体例をあげてみましょう。

MS法人は、医院との取引でどんな仕事を請け負うかを考えて設立してください。また、医療法その他の法律認可等も考慮する必要があります。

MS法人が医院から請け負う仕事として、次の業務が考えられます。

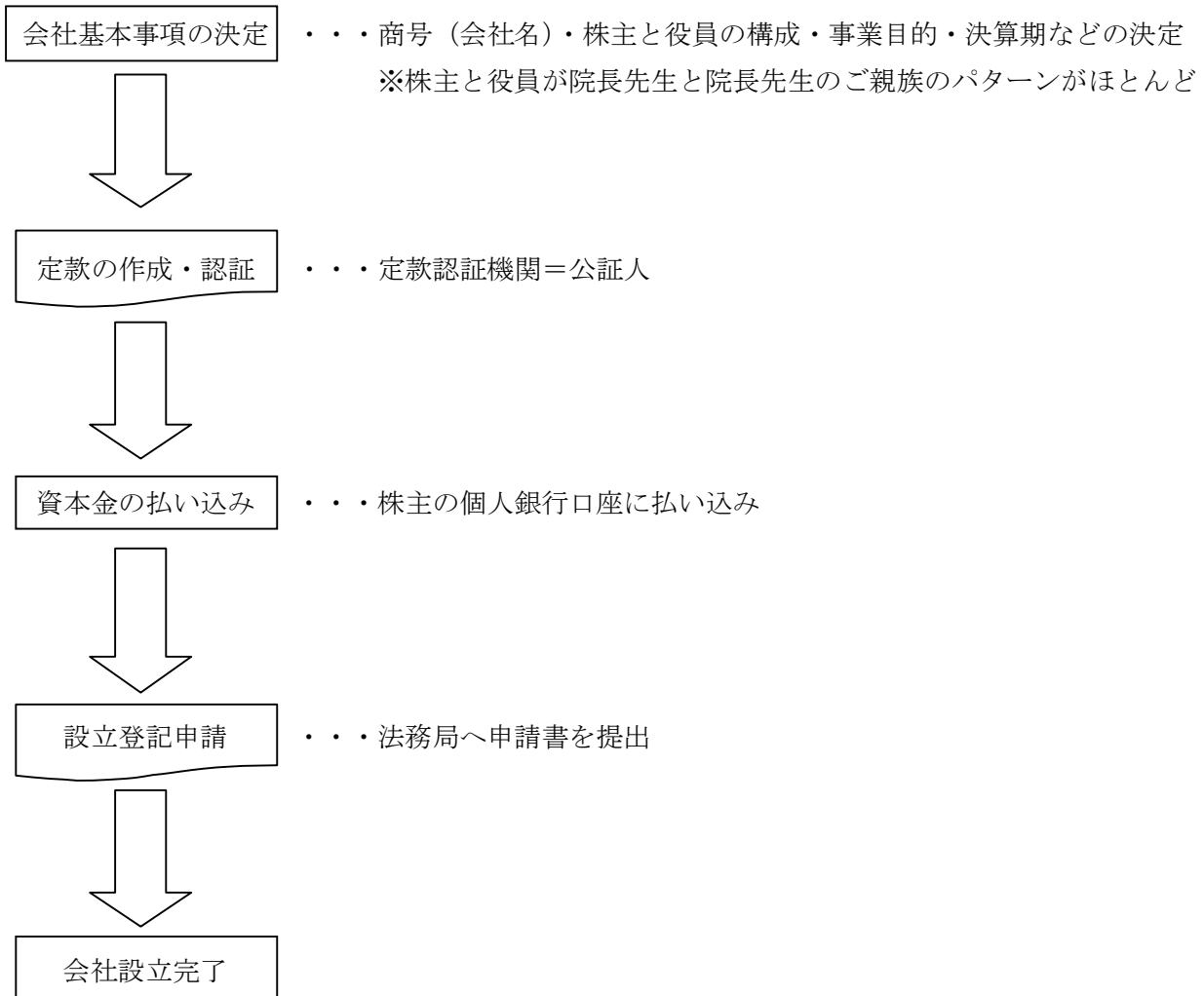
- ① 診療報酬請求事務
- ② 医院の会計事務
- ③ 医院の窓口業務
- ④ 受付業務
- ⑤ 医療機器・医療設備・車両等のリース
- ⑥ 医薬品、医療材料、医療機器、医療消耗品、衛星消耗品、医療器具等の仕入・販売・在庫管理
- ⑦ 経営管理業務
- ⑧ 土地建物の賃貸、不動産管理
- ⑨ 清掃業務・衛生業務
- ⑩ 給食事務・食堂の経営
- ⑪ 経営計画・資金計画の作成管理指導
- ⑫ 医院の設備管理・保守
- ⑬ 歯科技工の請負

4. MS法人設立

先にも触れましたが、MS法人とは株式会社や合同会社のことをいいます。

最近では株式会社の設立が一般的ですので、株式会社の設立方法について説明します。

◆ 会社設立の流れ



最短で3日で設立できますが、余裕をみて1週間から10日ぐらいのスケジュールをイメージしてください。

◆ 必要書類など

- ① 役員に就任される方の印鑑証明書
- ② 会社の印鑑 ・ ・ ・ ハンコ屋さんで作ってもらう

◆会社設立費用

| | | |
|------|---------|-----------|
| 定款認証 | 印紙代. | 40,000 円 |
| | 公証人手数料 | 50,000 円 |
| | 定款謄本 | 1,250 円程度 |
| 登記申請 | 印紙代 | 150,000 円 |
| | 司法書士報酬 | 100,000 円 |
| | 登記簿謄本など | 4,000 円程度 |

合計で「35万円程度」かかると考えてください。

5. MS法人のメリット・デメリット

MS法人設立はメリットばかりではありません。

デメリットも考慮して設立・運営していく必要があります。

◆メリット

① 高額所得の分散による超過累進税率回避（=いわゆる節税）

日本の税制は、所得が高いほど税率もアップするようにできています。

これを「超過累進税率」と呼びます。

節税のためには、この高額所得を分散する必要があります。

MS法人設立によって、医院の高額所得はMS法人に流れ、結果として医院の税率が低くなり節税に結びつきます。

② 相続対策

MS法人設立により、院長先生1人に集中していた所得（財産）が、生前に親族へ分散されることで相続税の高額納税を回避することができます。

③ 退職金が支給可能

退職金は通常の給与に比べて、税負担が軽くなります。個人医院では院長や家族従業員への退職金の支給はできませんが、MS法人であれば可能です。

◆デメリット

① 経費が多少増える

医院の経営以外に、MS法人の運営が1つ増えるため、そのことによる帳簿作成・決算確定申告・事務費用その他の諸経費が増えます。また、MS法人での法人税均等割(年間7~8万円)が常にかかることとなります。

② MS法人に実体を持たせる必要がある

MS法人で問題となるのは、院長先生がMS法人の運営活動をしてしまったりすると、「実体がない」という理由で税務調査等で否認を受けることがあります。

MS法人は、親族に運営してもらい、他人が運営しているのと同じように、適正な取引価格の設定や人の帰属をさせることに注意する必要があります。

6. 具体例によるシミュレーション＝得なのか？損なのか？

結局、MS法人設立の目的は「節税」につきます。デメリットに「経費が増える」とあります。税率を下げないことには「経費のほうが多くかかってしまった」ということになりかねませんので慎重に試算する必要があります。

それでは、MS法人を設立が得なのか否か、事例を用いて検討します。あくまでもモデルケースですので、個別具体的には改めて当職まで相談ください。便宜上、個人所得については所得税のみを対象としています。

◆モデルケース

| | |
|--------------------|----------------------|
| 【院長先生】個人の課税所得と所得税率 | 課税所得 12,000,000 円 |
| | 所得税率 33%－1,536,000 円 |

現状、医院で「診療報酬請求事務・会計事務・窓口業務・受付業務」に人件費を年額500万円支出しているとします。これらの業務にかかる人材をMS法人に転籍させ、医院はMS法人に対して年額625万円の業務委託料を支払うことにします。

また、医院はMS法人に経営管理業務を年額300万円で業務委託することにします。

MS法人を設立することで、医院では425万円の経費が増加することになります。

【MS法人の概要】

| | | |
|-------|-------|-------------|
| 代表取締役 | 院長奥様 | 年額給与 300 万円 |
| 平取締役 | 院長先生 | 年額給与 60 万円 |
| 平取締役 | 顧問税理士 | 年額報酬 50 万円 |

諸経費は 15 万円

MS法人の収支は次のとおりになります。

| | | |
|------|--------|------------|
| 収入 | | 9,250,000 |
| 経費 | 院長奥様給与 | △3,000,000 |
| | 院長先生給与 | △600,000 |
| | 顧問税理士 | △500,000 |
| | 人件費 | △5,000,000 |
| | 諸経費 | △150,000 |
| 差引収支 | | 0 |

収支ゼロです。法人には利益を残しません。親族に分配させます。

それでは、具体的にMS法人設立前と設立後との納税額について試算してみましょう。

